

羽曳野市本庁舎建替整備事業の遺産影響評価書（案）

要 約

本文書は世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、古市エリアの構成資産近傍に位置する羽曳野市本庁舎の新築整備を行う「羽曳野市本庁舎建替整備事業（以下「本事業」）」の遺産影響評価書である。

本事業は、既存の構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全の枠組みを前提として、羽曳野市民の生命・財産を守るために、耐震性能等多くの課題がある羽曳野市役所本館を建替え、「庁舎機能」「防災拠点機能」を併せ持った、世界遺産を持つ市として、市民が世界に誇れるような庁舎の整備を目指すものである。

『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項の規定及び文化庁の「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」に従い、「世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」遺産影響評価マニュアル」に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した結果、本事業は百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことではなく、顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものであると評価する。

目 次

1 はじめに	3
2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要	3
(1) 名称	
(2) 世界遺産一覧表への記載日	
(3) 構成資産一覧	
(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
(5) 顕著な普遍的価値	
(6) 国内法による資産の保全	
(7) 第 43 回世界遺産委員会における追加的勧告	
3 評価の方法及び実施主体者	7
4 評価の経緯	8
5 計画の概要	9
(1) 名称	
(2) 事業場所	
(3) 全体概要	
6 計画による資産への影響	12
(1) 「顕著な普遍的価値」への影響	
(2) 「緩衝地帯の保全」への影響	
7 評価	19

1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、古市エリアの緩衝地帯において実施される「羽曳野市本庁舎建替整備事業」を対象とする遺産影響評価書である。

本事業に近接する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す49基のうちの3基である。

2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

（1）名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

（2）世界遺産一覧表への記載日

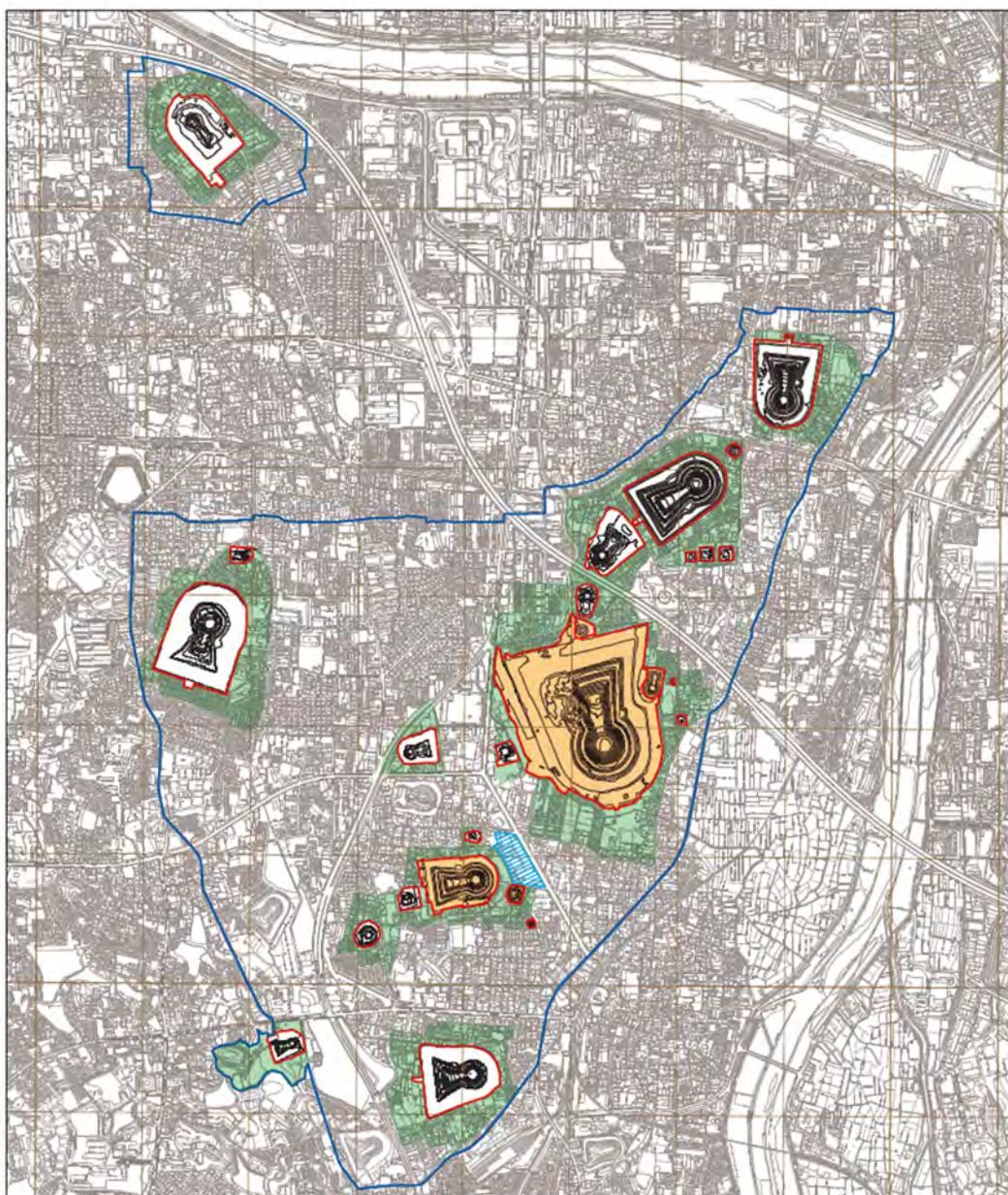
2019年7月6日

（3）構成資産一覧

資産No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		本事業に近接する構成資産
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
2-1	仁徳天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
2-2	茶山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
2-3	大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	

13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	
14	錢塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	
17	七觀音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"	
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"	
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"	
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"	
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"	
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"	
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"	
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"	
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"	
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"	
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"	
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"	
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"	
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳 及び二ツ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"	○
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"	
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"	
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"	
37	はざみ山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 08"	
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N 34° 33' 28"	E 135° 36' 16"	○
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 32"	E 135° 36' 16"	
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 26"	E 135° 36' 22"	○
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 22"	E 135° 36' 24"	
42	淨元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 25"	E 135° 36' 07"	
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 21"	E 135° 36' 02"	
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 09"	E 135° 35' 51"	
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 04"	E 135° 36' 16"	

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



凡 例	構成資産	対象となる構成資産	緩衝地帯	事業予定地	重点ゾーン	SCALE 1:25,000
						0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯		重点ゾーン
	31m以下に制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	
建築物の高さ制限	31m以下に制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限			すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限		原則掲出禁止

(5) 顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の声明」において、次の属性によって示されている。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的なつながり
c) 無形的（古墳に備わった葬送 文化的）な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

(6) 国内法による資産の保全

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料 1. a 包括的保存管理計画」（以下「包括的保存管理計画」）において以下のとおり示されている。

4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓¹及び／または文化財保護法上の史跡²として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえつつ、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」4 7 頁】

¹ 皇室典範、国有財産法、宮内庁法に基づき宮内庁が管理している。

² 文化財保護法に基づき所有者が管理している。

4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、緩衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」6 1 頁】

(7) 第43回世界遺産委員会における追加的勧告

世界遺産委員会決議43 COM 8B.18の4.h)において、遺産影響評価について指摘がなされた。

- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

3 評価の方法及び実施主体者

本評価書では資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事項について検討した。具体的には、庁舎の建替えに際し計画されている建設位置や規模が、顕著な普遍的価値の保全に配慮されているか否かについて確認を行った。

評価は事業主体者である羽曳野市が実施し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を踏まえ本評価書を作成した。本評価書は百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の承認を経て、提出するものである。

4 評価の経緯

本事業は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の緩衝地帯（エリア4）内で行われる事業であり、事業予定地が構成資産における重点ゾーンに隣接していることから、慎重な対応が求められる。

一方で、現在の庁舎については老朽化が非常に深刻な状況であり、耐震性能についても安全を確保できる基準を大幅に下回っている。このことは地震大国である我が国において、市民の生命と財産を守る責務を負う自治体としては致命的であり、震災発生時における活動体制および拠点と、勤務する職員の安全を確保するためにも、可及的速やかな新庁舎の建て替え整備に向けて、計画を進行させる必要がある。

このため、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項の規定及び文化庁の「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」に従い、2022年3月に策定した「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』遺産影響評価マニュアル」に基づき、全体構想の策定を行う段階において検証可能な、そのボリュームと配置を中心に詳細な分析を行うものである。

5 計画の概要

(1) 名称

羽曳野市本庁舎建替整備事業

(2) 事業場所

羽曳野市誉田地内

(3) 全体概要

羽曳野市本庁舎は、人口増加や施設の老朽化に伴い、1974 年に現在地に移転した。当該地周辺には、羽曳野警察署や保健センターなどの官公庁や病院、店舗や飲食店などの商業施設、マンションや戸建て住宅などの住宅施設が建ち並んでいる。また、幹線道路に面し、近鉄南大阪線古市駅から徒歩で 10 分以内に到着することができるという市民や来訪者にとって利便性の高い場所に位置している【図 1】。

羽曳野市本庁舎の周辺には、百舌鳥・古市古墳群の古市エリアのうち 3 基の構成資産がある。具体的には、敷地から北東側約 300m に位置する応神天皇陵古墳と、敷地西側の約 5 ~ 6 m 高い場所にある墓山古墳・向墓山古墳である【図 2】。身近に存在するこれらの資産により、市民をはじめとする来庁者は日常的に古墳の雄大さを目の当たりにすることができます。

しかし、庁舎は落成から約 50 年が経過し、老朽化が進んでいる。また、東日本大震災の発生に伴い 2013 年に実施した耐震診断では、「震度 6 強以上の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高い」という診断結果が示された。このほか、設備の老朽化や執務スペースの不足、バリアフリーへの対応など、本施設は現在数々の課題を抱えている。市民の生命・財産を守るため、施設の安全性を確保することは急務であることから、羽曳野市では庁舎の新築整備に向けた検討を進めてきた。

検討に当たっては、現在の庁舎がある敷地での建替えを行う案と、移転を行い、別の場所で整備を行う案の 2 案を比較した。

まず、移転を行う場合は、庁舎を整備するために広大な敷地面積が必要であるが、現時点で市が所有する土地の中にふさわしい候補地は存在しない。次に民有地を取得しての移転について検討したが、公有地と同じくふさわしい候補地は存在しない。仮に取得可能な土地がある場合でも、取得のための交渉から始める必要があり、数年の遅延が生じることとなる。前述したように安全性の確保が急務であることを合わせて検討すると、移転を行うことは市民の生命・財産を守るという観点から適切でないと考えられる。さらに、新たな土地を購入するためには、莫大な予算が必要となる。可能な限り公金の支出を抑制し、事業費の圧縮を図るという観点からも、移転を行うことは適切でないと言える。

一方で、現有地での建替えについては、移転と比べて有利な点が多いと考えられる。現庁舎は、幹線道路である国道 170 号に面していることや、市内の鉄道駅で最も発着本数が多い駅である古市駅に近いことなどから、市民にとって利便性が高く、訪れやすい場所に位置している。これは、災害時の防災拠点としても適した場所であるということを意味している。市民の生命・財産を守るため、可能な限り早期での整備を実現することと、防災拠点としてより適した場所で整備を行うことを条件に検討した結果、現有地で建替えを行うことがより適切であるとの結論に至った。

なお、現有地で建替えを行う場合の新庁舎の配置については、新庁舎の工事期間中も現在の庁舎で防災機能を維持しながら業務を継続する必要があることや、現在の庁舎と同じ場所に建設するのではなく、既存の別館に隣接する場所に建設することで市民の利便性を高める必要があることから、現在の庁舎で業務を継続しながら新庁舎整備を行う案で検討することとした。

新しい庁舎は、市民の生命・財産を守る防災拠点であるとともに、世界遺産と共生し、周囲の景観・眺望と調和した施設とする計画である。また、環境に配慮したサステナブルな施設とすることをめざすものである。事業予定地【図3】は緩衝地帯（エリア4）に属しており、建築物の高さ制限は31mであるため、新庁舎は31mの高さ制限を遵守しつつ、庁舎機能・防災拠点機能を維持できる規模でスリム化を図る計画である。また、新庁舎を現在の位置より北側に移動させ、別館と隣接させることにより、南側に大きなスペースが生まれ、眺望できる範囲が増えることとなる。新庁舎の壁面については、圧迫感を軽減させる外壁素材や色調として、景観に配慮した計画とする。

また、世界遺産の価値理解の向上に寄与するため、新庁舎上階部分の一部を市民や来訪者に開放し、多様な古墳の連続性や雄大さを体感することができる展望スペースとして整備する。

なお、意匠や色彩は、現時点で分析できるものではないが、法令による制限を遵守するのはもちろんのこと、顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことのないよう慎重に検討をすすめる。

事業の推進に当たっては、学術委員会への情報提供を行い、指導・助言をうけつつ、世界遺産を持つ市として、市民が世界に誇れるような庁舎の整備を目指す。



図 1 現庁舎の位置



図 2 周辺の構成資産

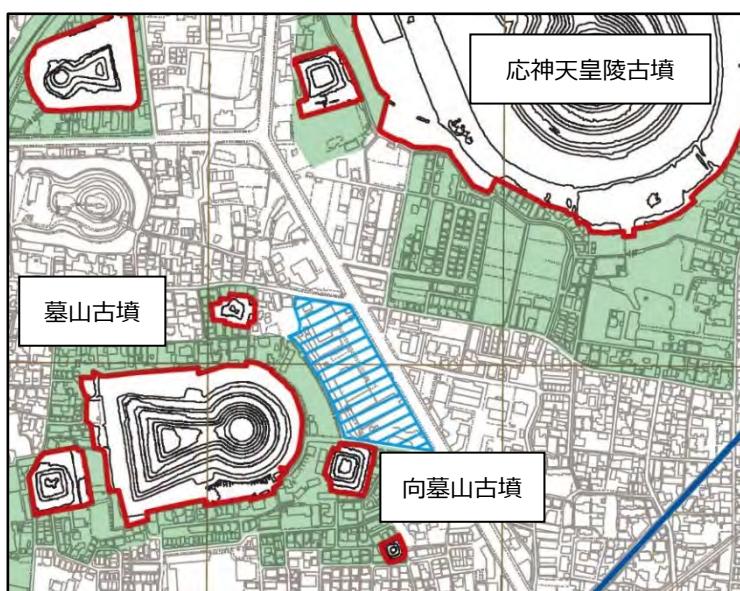


図 3 事業予定地
(網掛け部分。
緑のエリアは重点ゾーン)

6 計画による資産への影響

(1) 「顕著な普遍的価値」への影響

世界遺産委員会決議 43COM8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の表明」において示された属性【下表】に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的（古墳に備わった葬送 文化的）な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

a) 49 基の墳墓

a1) 幾何学的形状・a2) 築造方法と材料・a3) 濠・a4) 考古遺物と内包物

羽曳野市本庁舎の周辺には、構成資産総数 49 基のうち 3 基が分布しているが、本事業は、構成資産の範囲外で実施されるため、「49 基の墳墓」とそれらの「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物」に負の影響を及ぼすことはない。

b) 古墳のセッティング

b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感・b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり

現在は、本事業における基本構想の段階であるため、事業予定地において建設し得る最大ボリューム（総床面積約 15,000 m²）の建築物をもって評価を行うものとする。

本事業の実施により、敷地内において建築物の立地や高さに若干の変更が加えられる。

事業予定地の周辺には、応神天皇陵古墳、墓山古墳及び向墓山古墳の 3 基の古墳があり、このうち、墓山古墳と向墓山古墳は隣接しているため、本事業の影響を受けるものではない。

応神天皇陵古墳と墓山古墳と向墓山古墳との見通しについては、事業予定地が応神天皇陵古墳と墓山古墳を結ぶ直線上に存在するものの、新庁舎の建設により両古墳の視認を完全に妨げるものではなく、新庁舎を別館に隣接させることによって、周遊ルートとなりうる事業予定地の前面道路からの両古墳の視認状況は少なからず改善する。また、新庁舎の上層階は、両古墳を良好に眺望できるポイントとなる。

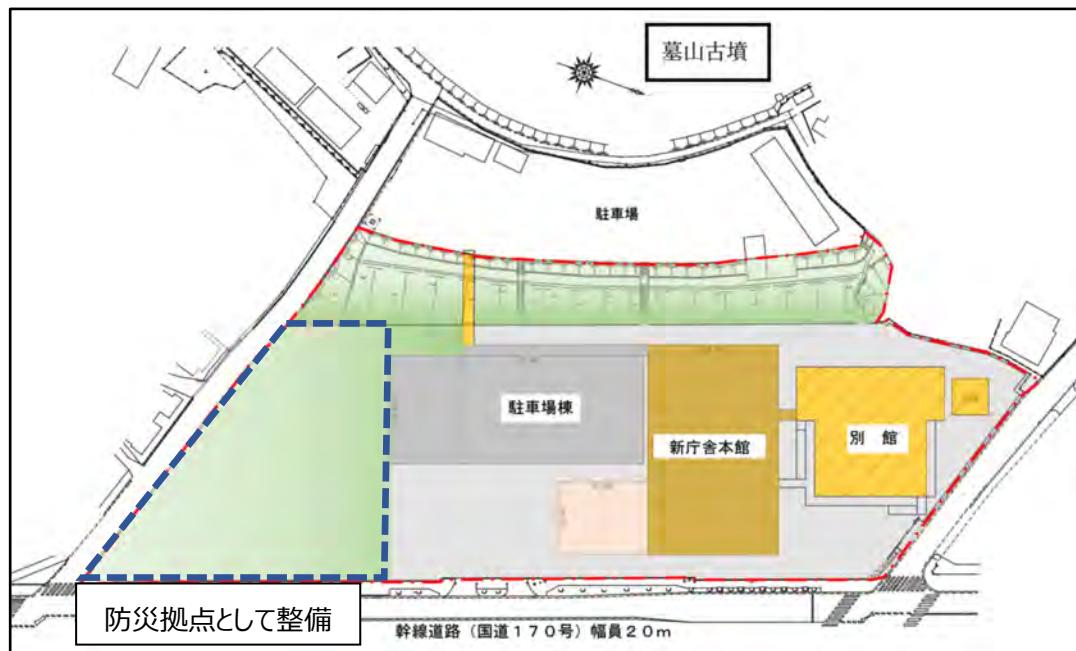
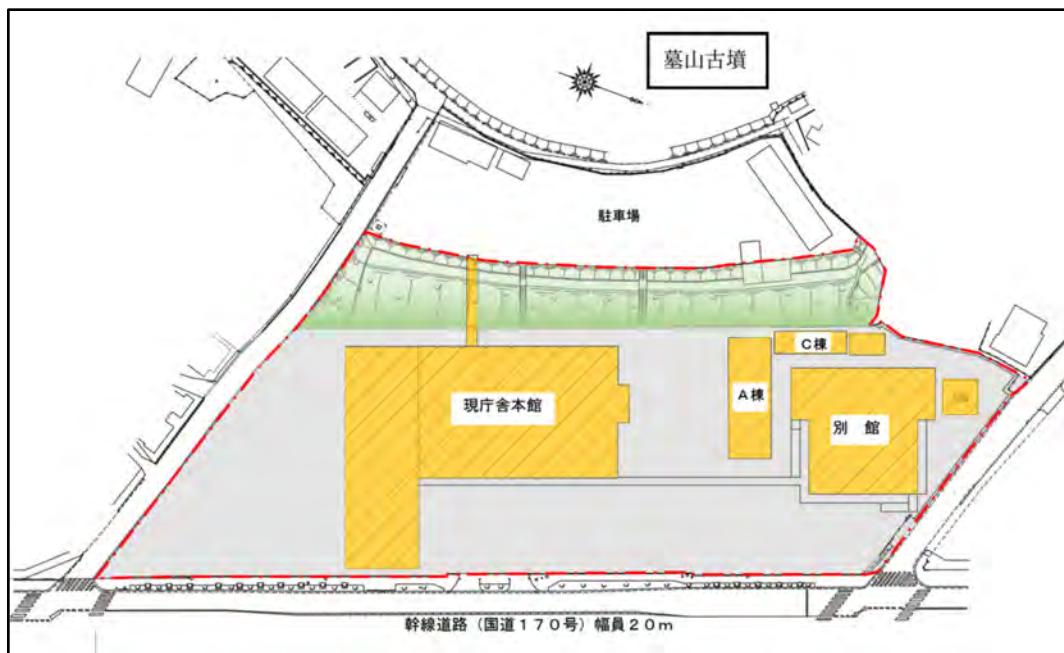


図4 庁舎配置図（上：現況、下：計画）

市庁舎の配置を変更することにより、前面の道路から墓山古墳および向墓山古墳を視認できる箇所が変化するが、古墳のセッティングを阻害するものではない。また、図示している建築物は、事業予定地において建築可能な最大高さを示しており、実際の建築に当たっては、可能な限り高さを抑える設計を行う。

なお、現行の庁舎が除却されることにより生じる大きなスペースは、周辺地域も含めた防災拠点として整備される。

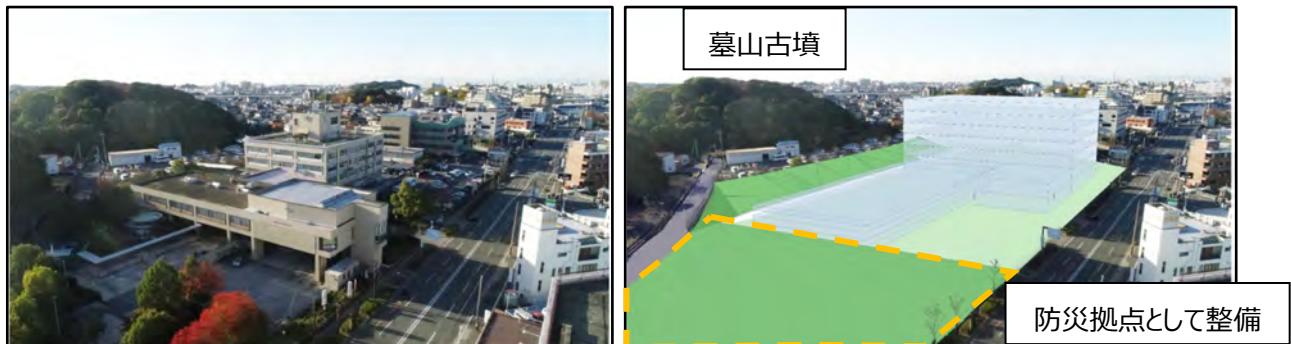


図5 南東側からの見通し（左：現況、右：計画）

※図示している建築物は、建築できる最大高さを示すものであり、この高さでの建築を予定しているものではない。躯体の配色についても、設計・建築時において色彩基準に従う。

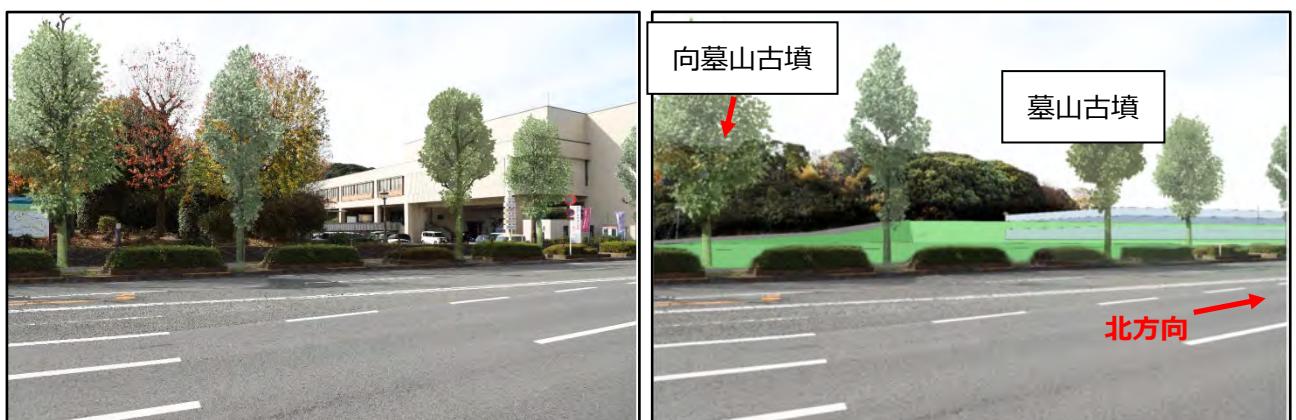


図6 東側からの見通し（左：現況、右：計画）

※この地点から北方向に約100mにわたり、墓山古墳および向墓山古墳が視認できるようになる。

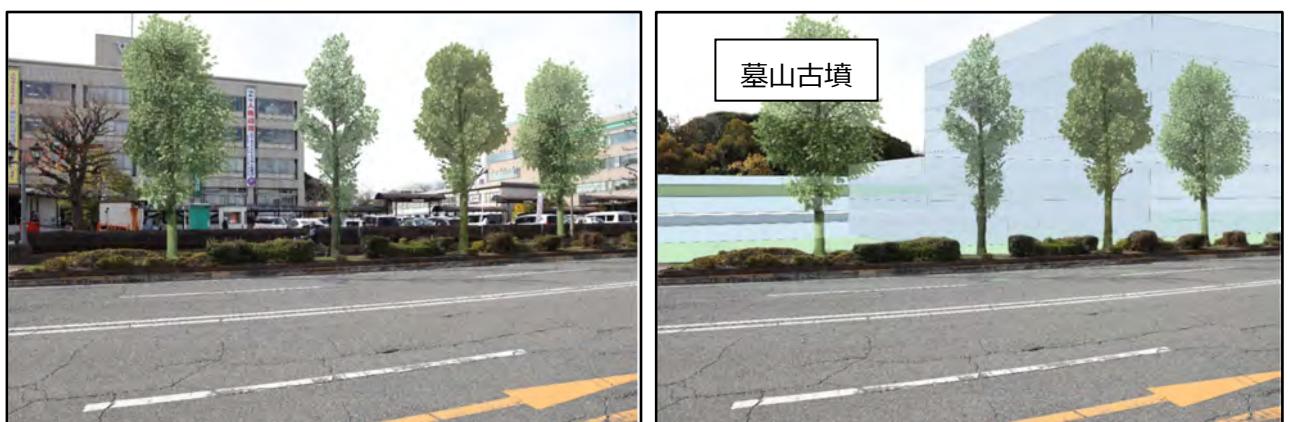


図7 北東側からの見通し（1）（左：現況、右：計画）

※庁舎に隠れていた墓山古墳が視認できるようになる。

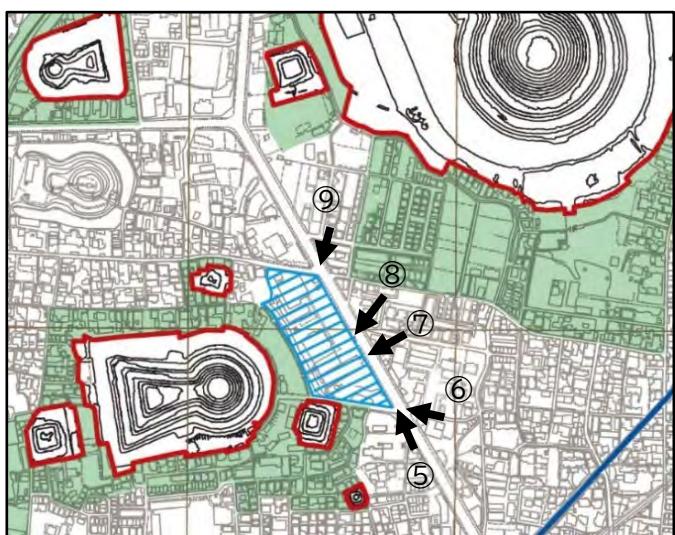


図8 北東側からの見通し（2）（左：現況、右：計画）

※この地点から墓山古墳が見えなくなるが、
向墓山古墳が見えるようになる



図9 北側からの見通し（左：現況、右：計画）



各図における視点場と方向の明示

c)無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

c1)独特な葬送習慣

本事業は、構成資産の範囲外で実施されるため、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響を及ぼすことはない。

c2)儀礼のための使用的物証

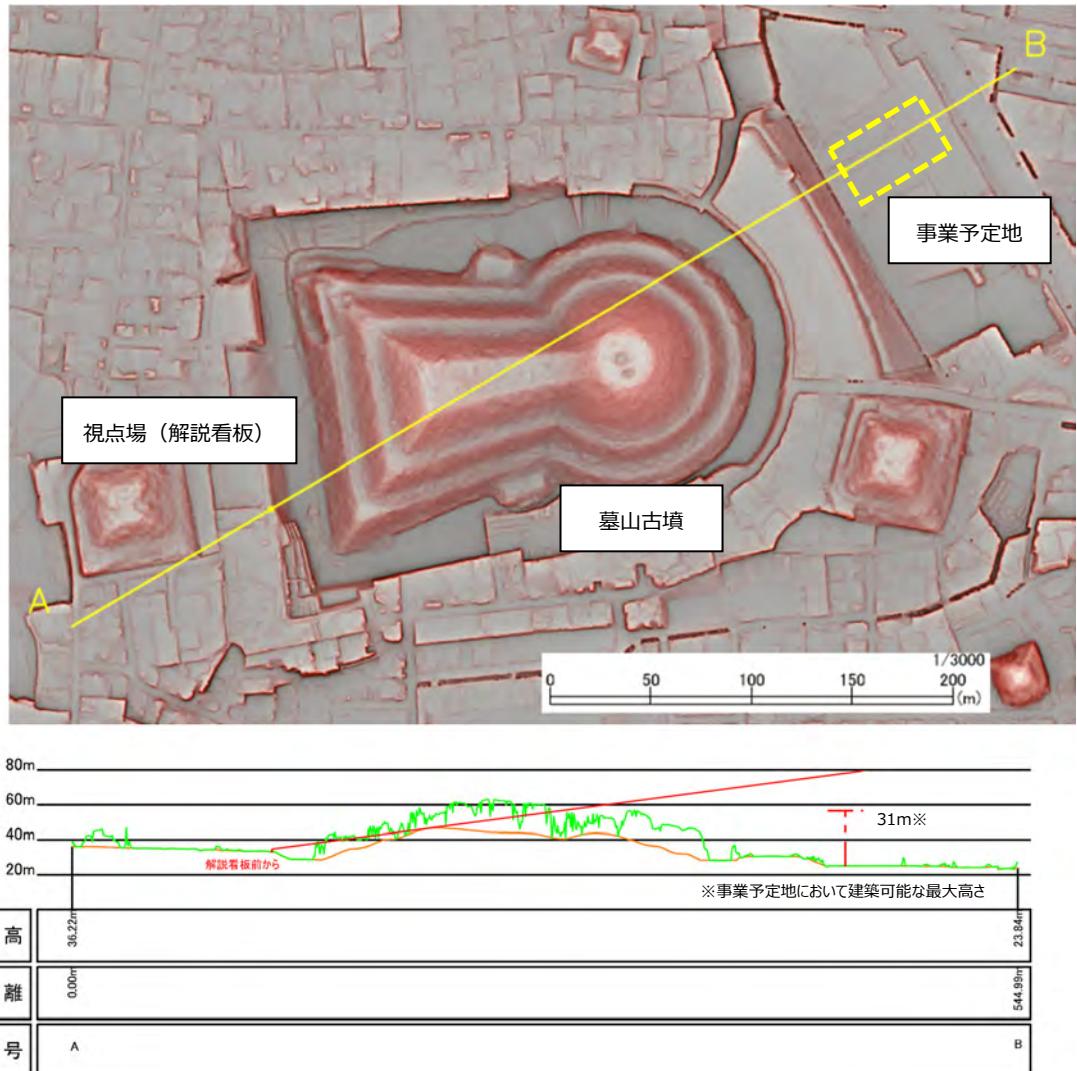
本事業において影響を受ける構成資産の内、祭礼および祭祀が行われる場所は、誉田八幡宮と応神天皇陵古墳であるが、誉田八幡宮において祭礼が行われる場所から事業予定地は約 400m、応神天皇陵古墳において祭祀が行われる拝所やその周辺から、事業予定地は約 800m（いずれも直線距離）離れているため、祭礼および祭祀や参拝など「儀礼のための使用的物証」に負の影響を及ぼすことはない。

(2)「緩衝地帯の保全」への影響

a) 景観との調和・b) 周辺住環境への影響

事業予定地は、全域が緩衝地帯（エリア4）に含まれており、新庁舎の建設に当たっては、景観法、都市計画法及び屋外広告物法の制限を受ける。

基本構想で想定する建築物の最大高さを31mとした上で、シミュレーションを行った結果、対象となる資産（墓山古墳）の後方に建築物が視認されることはない。



なお、基本構想および基本計画の段階では、建築物の形態意匠を確定することはできないが、事業予定地の前後に構成資産を持つ本市において、新たに建築される庁舎の形態意匠は、構成資産の持つ顕著な普遍的価値に影響を及ぼす要因の一つになる。この問題に対し、包括的保存管理計画では、緩衝地帯における規制方針として建築物の形態意匠の制限を次の通り定めている。

手法	都市計画法・景観法に基づき、形態意匠の制限を設ける (景観地区による) (認定制)
制限対象規模	大規模建築物（高さ15m超）および中規模建築物（高さ10m超）
制限内容	色彩は数値による明確な基準を設ける 色彩以外についても配慮基準を設ける

緩衝地帯における建築物の形態意匠に関する規制方針（包括的保存管理計画より）

上記に関連する具体的な制限・基準としては、本市で策定している羽曳野市景観計画において定めている。事業予定地は、【大規模古墳景観形成促進区域】に属しており、当該区域での建築については、以下に示す景観形成基準を満たさなければならない。このため新庁舎の形態意匠および色彩の決定に当たっては、これらの制限・基準のもと検討されるが、作業の進行においては、学術委員会の助言・指導も得ながら、構成資産の持つ顕著な普遍的価値に対し、負の影響を及ぼすことのないよう進め、基本方針で掲げた環境負荷低減への配慮や歴史資産の価値理解促進、魅力発信の拠点化など、歴史資産と調和した庁舎の実現を目指す。

項目	基準	
建築物及びこれに附屬するものの配置	外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上水槽は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、著しく派手なものとしない。 ※色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
	意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。

建築物等（附属する工作物を含む）の基準（羽曳野市景観計画より）

7 評価

本事業の実施に伴う遺産への影響について以下の通り評価する。

-本事業は、構成資産外で行われるため、本資産の価値を伝える属性 a)「49 基の墳墓」に負の影響を及ぼすことはない。

-周辺の古墳の見通しについては、建築物を集約することにより、周遊ルート上で、これまで視認が妨げられてきた構成資産について、良好に視認できる視点場が増加するなど、属性 b)「古墳のセッティング」に関して少なからず改善がみられると考えられる。また、事業予定地に隣接する構成資産について、構想段階における建設し得る箇所、及び建設し得る最大ボリュームの想定建築物をもって評価したところ、設定した視点場からは、新たな建築物が墳丘越しに視認されることはない。

-祭礼および祭祀が行われている箇所やその周辺から事業予定地が十分に離れていることから、属性 c)「古墳の無形的側面」に負の影響を及ぼすことはない。

-緩衝地帯の保全については、対象となる資産の後方に建築物が視認されることはないとから、顕著な普遍的価値を守る機能を阻害しない。今後決定される建築物の形態意匠についても、包括的保存管理計画や、都市計画法、景観計画における制限・基準を遵守し、学術委員会の助言・指導のもと、事業を進行する。

-結論として、本事業は、百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値を伝える属性である「49 基の墳墓」、「古墳のセッティング」、「古墳の無形的側面」のいずれにも負の影響を及ぼすことなく、加えて本事業により実現する、周囲の古墳を見渡せる良好な眺望ポイントの増加やガイダンス機能の整備などにより、顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものであると評価する。